

特殊詐欺対策サービス利用規約の一部改正
新旧対照

旧	新
	附 則（2025 年 8 月 28 日 B 委光 B 基 155500001935-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は、2025 年 9 月 1 日から実施します。 （無償化） 2 2025 年 9 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの間に本サービスをお申し込みいただき、かつ利用開始日が 2027 年 3 月 31 日以前の日である申込者（以下、本附則において「新規申込者」といいます。）に対しては、次項に定める期間（以下「対象期間」といいます。）において、別紙 2 第 1 表及び第 2 表に定める本サービスの月額利用料及び工事費（当社が承諾した場合に限ります。）を無償とします。ただし、通話録音機能付き端末の設置工事及び発信電話番号受信機能の利用の開始に係る工事を除くその他工事を同時に行う場合の工事費はこの限りではありません。 3 前項の対象期間は、本サービスの利用開始日から 2027 年 3 月 31 日までとします。 4 本附第 2 項適用対象数は、新規申込者による申込数 3,000 件を上限とし、上限を超えた後のお申し込みに対しては、別紙 2 に定める料金が適用されます。 5 本附則は、本サービスの契約者が特殊詐欺の被害を防止するためにそのサービスを利用するものと当社が認めた場合に限り適用します。